

第1章 広島県新地域医療再生計画の策定について

1 広島県新地域医療再生計画策定の趣旨

- (1) 本県においては、平成22年1月に「広島県地域医療再生計画」を策定し、2つの二次保健医療圏が抱える高度医療や医師確保対策等、地域医療の転換・再生に資する喫緊の課題に取り組むこととした。具体的には、広島都市部の高度放射線治療機能の集約や救急医療機能の強化、医師確保・定着の促進、中山間地域の医療機能の再編・連携強化などを目的として、平成22年度から各事業に着手しており、実施主体において、着実に取組みが進められているところである。
- (2) しかしながら、医療の高度化や多様化する医療ニーズに対応した良質な医療提供体制を確保するためには、病院・診療所間の連携を促進する情報通信技術の相互運用性の確保、平成21年度に社会問題化した新型インフルエンザの流行などにみられる感染症対策、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向けた対策など、更なる取組みが必要である。
- (3) このように、新地域医療再生計画（以下「新再生計画」という。）の策定に当たっては、現在の地域医療再生計画の効果の分析、更なる取組みが必要な課題の抽出等を行い、全県的な視野から、「10年後の広島県の医療のあり方・姿は、どうあるべきか」をテーマとして、地域や医療関係団体から提出された提案や意見をもとに、現場の一线で活躍している人を含め、医療関係者等が様々な場面で議論を重ね、その総意によりとりまとめた。
- (4) 新再生計画は、現計画同様に、短期的な資金のつなぎ効果ではなく、10年後の広島県のあるべき医療を見据えて、予防から急性期、回復期、慢性期まで、切れ目のない医療提供体制を支える各種事業や、こうした医療連携を促進する全県的な医療情報ネットワークの基盤整備を計画の柱としている。また、病床削減をはじめとする本県医療提供体制の見直しを前提として、本年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、県民の関心が高まっている災害時の医療提供体制について、災害拠点病院の機能強化や医療施設の耐震化などの取組みを、もう一つの柱として、ここに計画を策定する。

2 新再生計画のフレーム

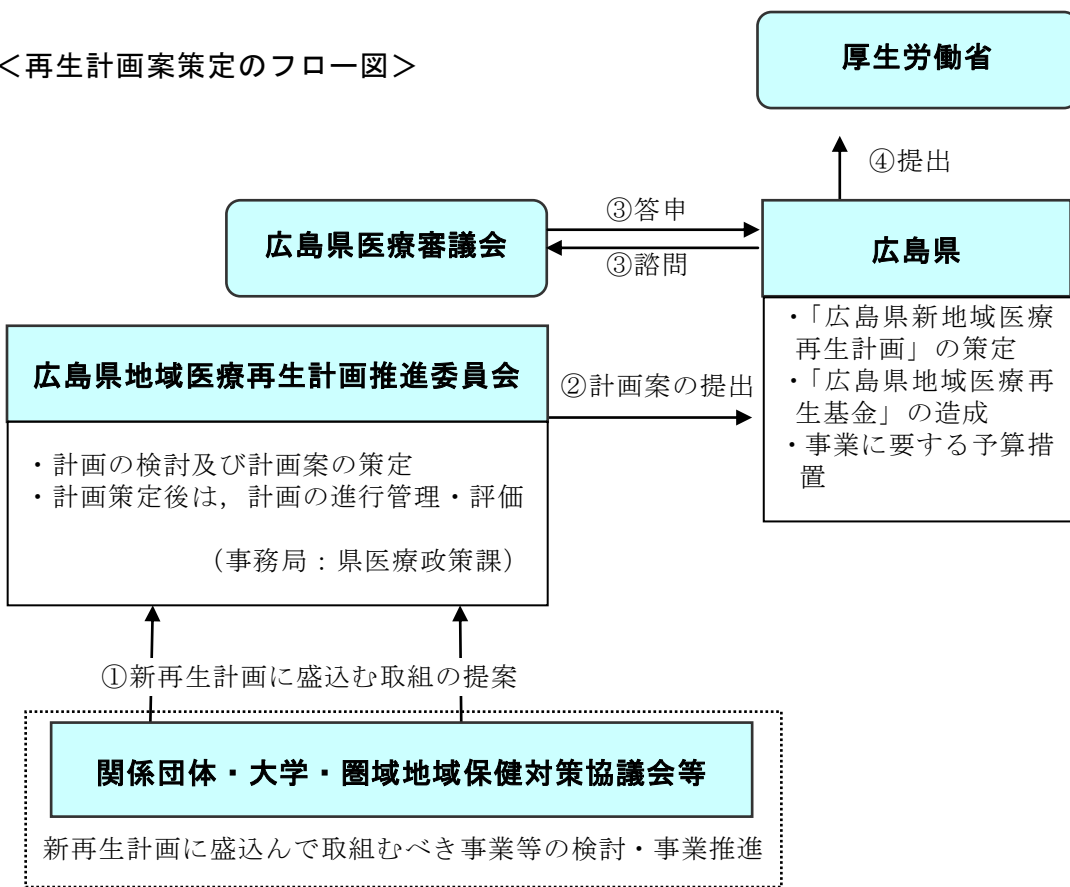
国の地域医療再生計画作成指針を踏まえ、関係者との十分な協議のもとに次の枠組みで新再生計画（案）を策定。

区 分	内 容
対象地域	三次医療圏を対象とする。
計画期間	平成25年度までとする。（施設整備は、25年度末までに着工する。）
基準額	① 三次医療圏を対象とした医療課題の解決に必要な事業：15億円 ② ①の基準額を超える場合：120億円の範囲内で①の基準額を超える額
基本方針	I 高度・専門医療機関等の整備・拡充や、これらの医療機関と地域の医療機関との連携などにより、医療課題の解決を図る。 II 施設・設備整備に留まらず、県全域を対象とした医師等の確保や人材育成に資する事業にも対応する。
策定体制	有識者で構成する「広島県地域医療再生計画推進委員会」において検討し、広島県医療審議会への諮問、答申を経て策定

3 新再生計画策定経緯

① 地域課題及び取り組むべき事業等の提案を要請	
H22. 12. 27	すべての圏域地域保健対策協議会，広島大学，医師会，公立病院等に対して提案を依頼（H23. 1. 19 締切）
H23. 2. 1	国への提出期限延長，交付条件変更（追加）に伴い追加提案を募集（H23. 2. 16 締切）
16 団体等から，26 件の提案があった	
② 広島県地域医療再生計画推進委員会において精査・検討・計画（案）の調製	
H23. 1. 27	提案事業に関する個別検討
H23. 3. 16	追加提案を含めた事業の個別検討，精査，全体調整
H23. 5. 20	計画案全体の最終調整，整理
H23. 6. 8	新再生計画（案）を取りまとめ，県に報告
③ 県内7圏域すべてで現地にて新再生計画（案）について意見交換を行い計画に反映	
④ 新再生計画（案）を広島県医療審議会に諮問・答申	
H23. 6. 13	知事から新再生計画（案）について諮問 即日，審議会会長から知事に「了承された旨」答申
⑤ 新再生計画（案）を広島県で決定し，厚生労働省に提出	
H23. 6. 16	新再生計画（案）を提出
⑥ 新再生計画（案）にかかる国の内示を受けて再生計画推進委員会で計画の最終調製	
H23. 10. 14	厚生労働省医政局指導課から内示
H23. 10. 26	新再生計画（案）の最終調製，整理

<再生計画案策定のフロー図>



<策定スケジュール>

	H22 12月	H23 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～9月	10月	11月
県	国通知 圏域等へ提案依頼 12/27	圏域等から事業案受理 1/19	追加事業案受理 2/16				県内各地で意見交換 医療審議会へ意見聴取 6/13 県計画案策定 6/16	国へ計画提出 審査	内示 10/14	県計画決定 国へ交付申請・決定
推進委員会		対象事業の検討 1/27		計画案の検討 3/16		計画案の検討 5/20	計画案の策定 6/8		計画案の最終調製 10/26	

